

# 岡田事務所通信

平成 27 年 **10** 月号 (第 122 号)

## 社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

E-mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

## 改正労働者派遣法が成立

企業の派遣受け入れ期間を事実上なくす改正労働者派遣法が成立しました。一部の専門業務を除き、3年としている派遣労働者の受け入れ期間の上限を、全業務でなくします。企業は3年ごとに人を入れ替えて労働組合の意見を聞けば、同じ仕事を派遣社員に任せ続けることができるようになり、派遣社員を活用しやすくなります。

労働者の雇用安定のための措置も盛り込み、派遣先に直接雇用するよう依頼したり、自ら無期雇用したりすることなどを派遣会社に義務付けます。届出のみで派遣事業を開業できる現状を改め、すべて許可制にして国の指導・監督を強化します。

これまでは期間制限のない研究開発や通訳など「専門 26 業務」と、期間が 3 年に制限されているその他の業務の線引きが曖昧で、労使間でのトラブルの種にもなっていました。企業にとっては、法改正によりこの線引きがなくなり、3 年ごとに人を代えれば、一つの仕事をずっと派遣社員に任せられるメリットが生まれ、多様化する労働者の働き方のニーズにも応えやすくなります。

一方で派遣会社への監視強化が効果を発揮すれば、派遣社員が急に契約を切られる「派遣切り」のようなリスクは減ります。派遣会社にスタッフへの教育訓練を義務付けた点も、派遣社員にとっては利点となります。ただ労働界や野党からは、こうした対策で派遣社員の待遇改善が進むかどうか、疑う声もあります。

## マイナンバーの活用範囲を拡大する改正マイナンバー法が成立

マイナンバー制度の利用範囲を金融や医療などの分野に広げることを目的とした改正マイナンバー法が、衆議院本会議で可決され、成立しました。改正法は、マイナンバー制度の運用が来年 1 月から始まるのを前に、制度の利用範囲を金融や医療などの分野に広げることなどを目的としています。

改正法の成立により、金融機関は 2018 年 1 月から、預金者の同意があれば、口座番号とマイナンバーを結びつける「ひも付け」ができます。これにより、政府は個人の所得だけでなく、預金などの金融資産情報を管理することになるため、複数の口座を持つ人の預金残高を把握し、お金の流れが詳細に分かれれば、脱税や年金の不正受給の防止につながることができます。

また、来年 1 月からは特定健診(メタボ健診)の履歴、2017 年からは予防接種の履歴にもマイナンバーを結びつけ、引っ越しや転職をしても別の自治体や企業に情報を引き継ぎやすくし、健康に関わる情報を管理することで、生活習慣病の予防や、医療費の無駄づかいを防ぐ効果なども期待しています。

## マタハラで初の事業所名公表

妊娠を理由にした解雇を撤回するよう求めた国の是正勧告に従わなかったとして、厚生労働省は、男女雇用機会均等法に基づき、看護助手の女性を解雇した茨城県の医院名を公表しました。妊娠や出産を機に嫌がらせや不当な扱いを受けるマタニティーハラスメント(マタハラ)で事業所名を公表するのは初めてです。

厚労省によると、勧告に従わなかったのは茨城県牛久市の「牛久皮膚科医院」で今年 2 月、看護助手の 20 代前半の女性が、妊娠を理事長に報告したところ、約 2 週間後、「明日から来なくていい」「妊婦はいらない」と告げられ、その後解雇されたということです。女性から相談を受けた茨城労働局が 3 月以降、解雇を撤回するよう助言や指導、勧告を行いました。7 月には厚労省が是正を勧告しましたが、理事長は「雇用機会均等法を守るつもりはない」と答えたため、公表に踏み切りました。



-ハウチワカエデ (ニセコ町) -

## ◆ ご存知ですか？ ◆ 【固定残業手当 (定額残業手当)】

固定残業手当とは月次賃金の中で一定の時間外割増賃金(〇〇時間分等)を固定的に定額支給する手当をいいます。この固定残業手当の支給が認められるためには、①独立した手当で支給を行う、②就業規則等で固定残業手当について明確に示している(他の手当を充てる場合を含みます)、③定額残業代の時間数を上回る残業が行われた場合は差額の支給を行う等の要件を満たす必要があります。固定残業手当については労働基準監督署の調査でも重点的に見られる部分でもあり、トラブルも多く発生しておりますので、導入の際、又、運用にはご注意ください。

## 事務所より

秋の風が感じられるようになったら、山間部では初冠雪を記録したとのニュースもあり、少しずつ冬が近づいてきているのを感じますね。季節替わりのこの時期、体調管理には十分注意したいものですね。

何度かお伝えしておりますが、今月よりいよいよマイナンバー制度の個人番号が順次交付されます。来年1月より本格施行となり、制度そのものの是非は別としてこの制度が動き出すことは間違いありません。手続等を利用される方にとっては利便性が高まる一方、事業者にとっては個人番号の収集、保管、管理、利用、破棄等の作業が発生し、負担が多くなるだけというのが正直な印象かもしれません。とはいえ、事業者の個人番号管理は義務として制度上位置づけられています。弊社としましても事業所様から手続等を受託させていただいている以上、個人番号をお預かりする際には厳格に管理するとともに事業所様の個人番号管理についても出来るだけ情報を提供し、サポートしていければと考えております。マイナンバー制度につきましてはまだ不透明な部分も多く、今後も何かとご不明な点も出てくるかと思いますが、そのような際には弊社の方にお気軽にご相談下さい。

## 業務内容

### 社会保険労務士業務

- ・労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・各種助成金・給付金等の申請
- ・人事・労務管理に関する相談・指導
- ・給与計算
- ・年金の相談・請求
- ・その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

### 行政書士業務

- ・建設業許可申請手続
- ・建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・指名競争入札資格審査申請手続
- ・産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・法人設立関係書類作成手続
- ・その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

先月号でもお伝えしましたが、10月8日より北海道の最低賃金が764円になりますのでご注意ください。又、10月支給分の給与から控除する社会保険料額も変更になりますので、こちらも弊社よりお渡ししている控除額一覧表をご参照の上、お間違いのないように控除していただきますようお願い致します。ご不明な点等ありましたら、お気軽にご連絡下さい。

